

「大阪府財政運営基本条例」に基づく公表（平成 27 年度当初予算）

1 財政リスクの点検（新規事業）

第 9 条 府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク（※）の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

※「財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象」（第 2 条）

2 財政リスクの点検（既存事業）

第 9 条第 2 項 府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。なお、財政上の損失の発生が避け難いと見込まれる場合は、その拡大を防止し、財政に与える影響を抑制するために、適当な時期において事業の実施に係る手法の変更、事業の中止その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 損失補償・債務保証の点検

（損失補償等の原則禁止）

第 10 条 府は、府以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該府以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で、債務を負担することができる。

※債務保証も同様の規定（第 10 条第 3 項）

1 財政リスクの点検（新規事業）

1 財政リスクの点検(新規事業)

新規事業については、財政運営基本条例第9条第1項に基づき、予算編成過程を通じて「財政リスク」の把握に努めました。その結果、このたび予算措置を行った各事業は、現時点において「府の財政運営に著しい影響を及ぼす危険(財政リスク)」となる可能性は低いと考えられます。以下に、それぞれの事業についての考え方をお示します。

※各事業の概要は、資料1『平成27年度当初予算案について』の「【4】主な項目」をご覧ください。

■ 財政運営基本条例 第9条1項

府は、新たに事業を実施しようとするときは、これに伴う財政リスク〔→財政運営に著しい影響を及ぼす危険又はその危険を有する事象〕の把握に努めるとともに、予算編成の過程において、当該財政リスクの内容を明らかにするものとする。

項 目	説 明
減災・治安	
地籍調査費(地震対策)	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
延焼遮断帯整備促進事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
土砂災害対策費《一部新規》	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
避難行動支援事業	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
山地災害・流木防止緊急対策事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
ため池安全安心向上促進事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
子どもを守る通学路防犯カメラ設置促進事業	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※28年度までの2か年事業
捜査支援体制の強化	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
犯罪被害者等支援事業	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※28年度までの2か年事業

項 目	説 明
セーフティネット	
障がいを理由とする差別の解消	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
障がい者社会参加促進センター等移転整備	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※31年度までの5か年事業
子ども・子育て支援事業《一部新規》	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
認定こども園、保育所等に対する運営負担	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
新子育て支援交付金	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
児童養護施設等における学習支援	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
地域医療介護総合確保基金(介護分野)の活用	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
生活困窮者の自立支援	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
産業政策	
特区推進事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
医薬品医療機器総合機構(PMDA)関西支部機能拡充事業費	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業
水素関連ビジネス創出基盤形成事業費	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業(一部、29年度までの3か年事業)
バッテリー戦略研究センター事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※29年度までの3か年事業
国際級複合医療産業拠点形成推進事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※29年度までの3か年事業
地域連携型商機強化モデル創出事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※30年度までの4か年事業

項 目	説 明
教育	
生徒指導機能充実緊急支援事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※29年度までの3か年事業
併設型中高一貫校整備事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
まちづくり・都市基盤	
うめきたまちづくり推進費《一部新規》	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
西成労働福祉センターあり方検討調査事業	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業
北大阪急行延伸による広域交通影響調査	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業
大阪モノレール延伸の採算性の検証	検討を実施するものであり、現時点において財政リスクは把握されないが、今後の方針決定は、27年度の検討結果を踏まえて行う。
都市魅力創造	
国際博覧会大阪開催検討事業費	調査検討等を実施するものであり、現時点において財政リスクは把握されないが、今後の方針決定は、27年度の調査結果等を踏まえて行う。
都市魅力創造プロジェクト	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業
文化魅力育成プロジェクト	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※29年度までの3か年事業
天王寺動物園夜間開園設備整備事業補助金	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業
天保山客船ターミナル整備調査検討事業補助金	調査検討を実施するものであり、現時点において財政リスクは把握されないが、今後の方針決定は、27年度の調査結果等を踏まえて行う。
ラグビーワールドカップ2019招致事業費	東大阪市が開催都市として選定されることを前提に事業実施するものであり、現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
難波宮跡公園整備事業	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
外国人旅行者安全確保事業	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業
観光客受入環境整備のための調査検討事業	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。

項 目	説 明
大阪府市連携による「大阪の再生」に向けた取組み	
近現代史を学ぶ施設構想関係事業費負担金	調査検討等を実施するものであり、現時点において財政リスクは把握されないが、今後の方針決定は、27年度の調査結果等を踏まえて行う。
新たな行財政改革の推進	
公民戦略連携デスク活動推進費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
地方税徴収機構運営事業	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。
「太陽の塔」内部公開にかかる寄附金募集事業 (日本万国博覧会記念公園事業特別会計)	一般会計と経理を区分した特別会計で一般財源を活用せず事業実施するものであり、現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。 ※28年度までの2か年事業
その他	
知事選挙	現時点において財政リスクは把握されない。 ※27年度単年度事業
PCB廃棄物適正処理対策事業費	現時点において財政リスクは把握されないが、今後、毎年度の予算編成過程で精査する。

2 財政リスクの点検（既存事業）

実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクの把握について

■財政運営基本条例(第9条第2項)

府は、実施中の事業又は保有する資産に係る財政リスクに関して、財政上の損失の発生を予防するために必要かつ適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
まちづくり促進事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ○起債の償還までに事業用地の確実な売却を進めていく必要がある。 ○現時点での地価は、売却予定価格(簿価)を大幅に下回っているため、地価が復元していなければ、府の財政負担が生じる恐れがある。 ○なお売却時までに、地価が復元しないと仮定した場合に生じる損失額は428億円と試算。 	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H36末時点)428億円算入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成35年度以降、順次、定期借地期間が終了するが、貸付期間中の売却を希望する定期借地事業者のニーズに柔軟に対応し、定期借地から分譲へと円滑に進むよう、貸付期間の終了を待たずに売却を進め、地域ポテンシャルの向上に努めていく。
港湾整備事業特別会計	<p>(阪南2区(ちきりアイランド)整備事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該整備に係る優先的整備区域の事業費477億円(完成目標平成35年度)、賃貸及び売却収入495億円を見込んでいる。 ○平成25年度末時点では、事業費392億円、収入201億円であり、今後の事業費として85億円、収入294億円(近傍の評価額等で算出)を見込んでいる。 ○土地処分が進まない場合や土地価格が下落した場合は、財政への影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○採算性確保のため、土地需要等を見極めつつ、インフラ整備を実施するとともに、企業立地に努め、土地処分を進めていく。 ○採算性確保のため、土地需要等を見極めつつ、インフラ整備を実施するとともに、企業立地に努め、土地処分を進めていく。 ○なお直ちに土地処分が出来ない区域については、暫定的に中古自動車保管ヤードとして利用を行い、収入の確保に努めていく。
	<p>(汐見沖地区整備事業(泉大津フェニックス事業))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○当該整備に係る事業費475億円(完成目標平成40年度)、賃貸及び売却収入807億円を見込んでいる。 ○平成25年度末時点では、事業費38億円、収入19億円であり、今後の事業費として437億円、収入788億円(近傍の評価額等で算出)を見込んでいる。 ○土地処分が進まない場合や土地価格が下落した場合は、財政への影響が懸念される。 	

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
箕面北部丘陵整備事業 特別会計	<p>(第一区域の販売)</p> <p>○財政再建プログラム案で「引き続き事業の完成をめざす」とした第1区域においては、保留地である住宅地532区画のうち、平成27年1月末現在、322区画が契約済みとなっている。</p> <p>○住宅地については、今後、年間約30区画の販売を見込んでおり、平成33年度までに完売できるよう販売に努める。</p> <p>○平成27年度以降の保留地販売収入額は、57億円を見込んでいるが、仮に平成33年度末までに、計画どおり販売できず保留地が残る状況となった場合、府費負担への影響が懸念される。</p>	<p>○府費負担の限度額である603億円を堅持するため、販売促進活動を強化し、計画どおりの保留地販売に努めるとともに、事業費の縮減策を講じていく。</p> <p>○府費負担の限度額である603億円を堅持するため、企業の動向を把握しながら計画どおりの保留地販売に努めるとともに、事業費の縮減策を講じていく。</p> <p>(中長期試算(粗い試算)には603億円を織込み済)</p>
	<p>(第三区域の販売)</p> <p>○第3区域については、施設誘致地区に位置づけており、平成24年度から新名神高速道路の残土搬入及び粗造成が行われている。</p> <p>○平成25年9月2日から10月31日までの間、第3区域のエントリー募集を実施した結果、募集面積25haに対し、36社から約84haの応募があり、応募結果や応募企業とのヒアリング結果を踏まえ、企業の進出意欲が高いこと等から、保留地処分の可能性や事業採算性が見通せる状況となったため、平成26年1月の府戦略本部会議において、第3区域の基盤整備工事を実施することとした。</p> <p>○現在、企業ニーズを踏まえた都市計画等の変更について、市等の関係機関と調整を行うとともに、平成27年度に契約手続きに着手し、平成29年度末から順次、土地の引渡しを行うことができるよう、事業の推進を図っている。</p> <p>○平成27年度以降の保留地販売収入額は、90億円を見込んでいるが、仮に計画どおり販売できず保留地が残る状況となった場合、府費負担への影響が懸念される。</p>	
大阪府住宅供給公社	<p>○公社はこれまで家賃収入・再生地処分益の確保等の経営改善に取り組み、平成25年度末の借入金残高は約1,622億円となっている。</p> <p>○このうち、約782億円(※)に対し、府は損失補償を付与。</p> <p>○なお、公社は平成24年4月に「自立化に向けた10年の取り組み」の流れをくむ「経営計画」(H24～H33)を策定し、引き続き、借入金残高の縮減(目標:平成29年度末1,500億円以下、平成33年度末1,400億円以下)に取り組んでいる。</p> <p>※グループファイナンスや過去の公社賃貸住宅建設資金などの借換に係るもの。 現在は、既に損失補償を付与している借入金の借換のみ損失補償の対象としており、新たな借入金については付与していない。</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H36末時点)79億円算入】</p> <p>○社会経済情勢の変化に伴う借入金利の動向などを注視しつつ、公社における家賃収入の確保や、公社債の発行などの安定的かつ低利な資金調達等により、経営改善への取組みが進むよう、引き続き指導を行う。</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして79億円を算入。</p>

事業名	点検内容(財政リスクの内容・程度)	財政リスクへの対応
大阪府土地開発公社	<p>○長期保有資産の計画的処分 ・先行取得した長期保有資産(5年以上)を計画的に解消するため、長期保有資産解消計画に基づき、長期保有資産の縮減と公社経営の健全化に努めている。</p> <p>○未利用代替地の解消 ・唯一残っていた岬町多奈川地区の代替地を平成24年12月に売却処分し、未利用代替地は全て解消。 ・なお、この処理に合わせて、代替地の地価下落に伴う含み損に対し、府は補助金約39億円を執行。</p>	<p>○長期保有資産については、引き続き解消計画に沿った縮減に努め、平成34年度の解消を目指す。</p>
大阪府道路公社	<p>○昨今の社会情勢変化に伴う利用交通量の低迷などから、有料道路事業許可取得時の予測交通量に満たない路線が存在。</p> <p>○このため、さらなる府の支出を回避できるよう、公社策定の経営改善方針に基づく利用促進や歳出削減の取組みを着実に実施することにより、料金徴収期間の満了時に、建設債務の償還残額が府出資金(911億円)の範囲内となるよう、取組みを進める。</p>	<p>○建設債務を着実に償還していくために、引き続き、公社策定の経営改善方針に基づいた、利用促進や歳出削減の取組みに努める。</p>
(財)大阪府育英会	<p>○大阪府育英会に対して、事業資金借入金の損失補償を行っているが、滞納対策に積極的に取り組むとともに、償還金収入の進捗状況について府に報告を求め、それに沿って事業の見通しを立てていることから、事業に支障を来すことはないと考え。</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H36末時点)51億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして51億円を算入。</p>
(財)大阪産業振興機構	<p>○大阪産業振興機構に対して、下記事業の損失補償を実施。 ・小規模企業者等設備貸与事業損失補償 ・中小企業等金融新戦略事業</p> <p>○事業の進捗について、府への報告を求めると定期的にチェックをしており、事業に支障を来すことはないと考え。</p>	<p>⇒【財政調整基金積立目標額(H36末時点)225億円算入】</p> <p>○「財政健全化法」の将来負担比率考え方を準用し、偶発性リスクとして225億円を算入。</p>
庁舎の整備・改修に係る事業	<p>○咲洲庁舎については、国(内閣府等)から示される知見に基づき長周期地震動抜本耐震対策の調査検討を行うこととしているが、検討の結果、抜本的な耐震対策(中間層免震、メガトラス、減築など)が必要となることも考えられる。</p> <p><金額は、対策手法により変動(例、メガトラスの場合約20億円～30億円、中間層免震の場合約130億円、減築の場合約40億円 等)></p>	<p>○咲洲庁舎の抜本的な耐震対策については、国(内閣府等)の知見等を踏まえて検討のうえ、適切に対応していく。</p>

3 損失補償・債務保証の点検

【凡例】

補 損失補償

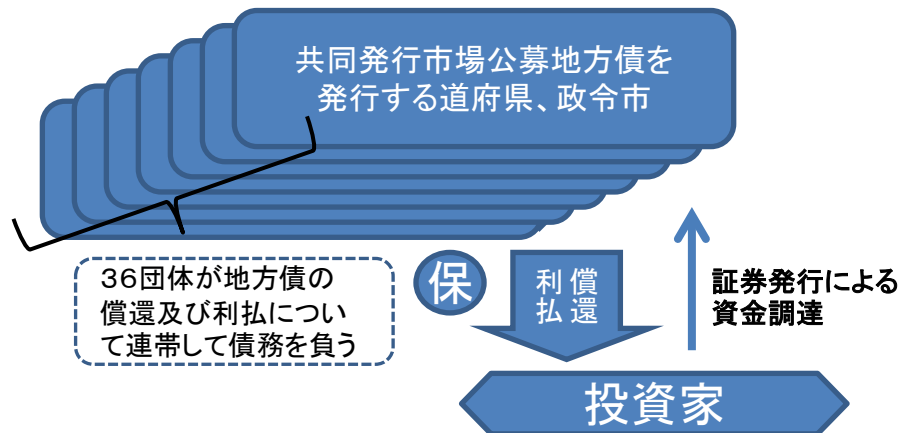
保 債務保証

法人名 (共同発行市場公募
地方債を発行する36団体)

事業名

○地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務
(債務保証)

事業スキーム



○スキームの概要

発行ロットの大型化による流動性の向上、連帯債務方式での発行及びファンドの設置などにより優れた商品性を実現するとともに、安定的な資金調達を行うことを目的として、全国型市場公募地方債を発行する地方公共団体のうち36団体が共同して証券を発行するもの。

○債務保証(連帯債務)の内容

地方財政法第5条の7の規定に基づく連帯債務であり、36団体の各々が発行額の全額について、償還及び利息の支払いの責任を負うもの。

債務保証に係る点検内容

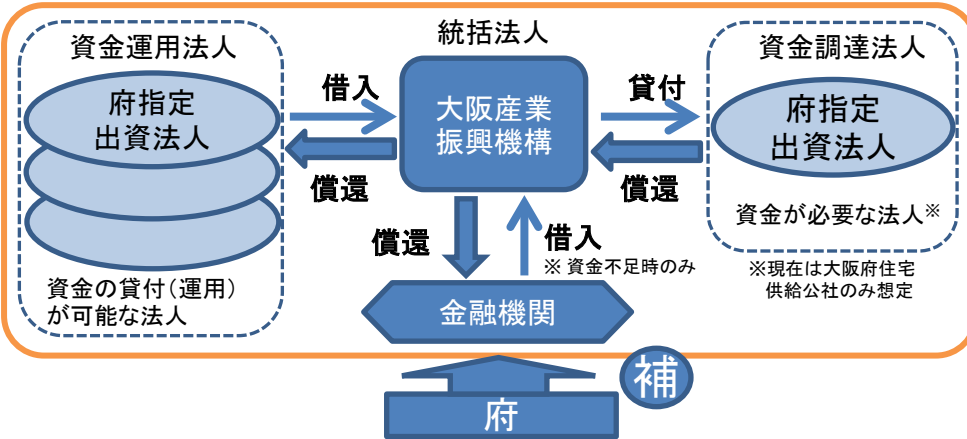
債務を負担する必要性	共同発行市場公募地方債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられているため
債務保証に係る事業の採算性	地方債は、国の地方財政計画の策定等を通じた元利償還に対する国の財源保障等がなされていることから、参加団体が返済不能となることはないと考えられる。
保証する損失の範囲	共同発行市場公募地方債の総額から府の調達額を除いた額及びその利子額
保証限度額の妥当性	地方財政法第5条の7の規定に基づくもの
他の保証人その他の担保の有無	共同発行市場公募地方債を発行するすべての地方公共団体が相互に連帯債務を負う
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H27設定額 : 1兆3,410億円 (設定残額 14兆7,690億円) (36団体の各々が発行額の全額の責任を負うもの)

【やむを得ない理由】

共同発行市場公募地方債に参加することにより、年間800億円の資金を調達。市場環境によるが、府個別債と比べ、一定低コストで調達可能。

同債の発行に際しては、地方財政法第5条の7の規定により連帯債務を負うことが義務付けられている。

事業スキーム



○スキームの概要

府指定出資法人をグループ化し、統括法人(大阪産業振興機構)が各法人の流動性資金等を借り入れることで資金を集約し、必要な法人に貸し付けるもの。グループ内で資金不足が生じた場合は、一時的に金融機関から不足額を借り入れている。本事業により、指定出資法人全体の資金効率を高め、資金調達コストの低減、資金運用益の向上等を図っている。(平成24年度から、従来、各々の借入・貸付ごとに付していた損失補償を、システム全体への損失補償に変更。)

○損失補償の内容

上記の資金の借入及び貸付に係る償還に対して、府が損失補償を行っている。

法人の財務状況

(平成25年度)

○(公財)大阪産業振興機構

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	95,907	負債合計	87,580
流動資産	15,214	流動負債	33,879
固定資産	80,693	固定負債	53,701
		正味財産合計	8,327

◆正味財産増減計算書

当期経常増減額	487
当期経常外増減額	93
当期一般正味財産増減額	579
当期指定正味財産増減額	402

○大阪府住宅供給公社

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	244,644	負債合計	197,374
流動資産	11,484	流動負債	41,405
固定資産	233,160	固定負債	155,969
		資本合計	47,270

◆損益計算書

営業利益	4,947
経常利益	4,386
当期利益	4,241

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性

本事業は、府の行政運営と密接な関連性を有する「府指定出資法人」の資金効率の向上を図る有効な手段である。グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給を可能にし、事業スキームを維持するには、府による資金調達法人及び統括法人の信用補完(損失補償)が必要である。

損失補償に係る事業の採算性

本事業の参加法人は、府が要件を定めた上で審査を行い決定している。また、定期的に事業の運営状況や参加法人の財務状況を把握しており、その状況から見て事業の採算性に支障はない。(※資金調達法人である大阪府住宅供給公社の採算性については、別個票に記載)

補償する損失の範囲

資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に残存する未弁済額。

補償限度額の妥当性

本事業スキームを維持する上で必要かつ効率的・効果的な範囲としている。

損失の確定時期

資金調達法人及び統括法人が破産等の法的整理手続開始の申立てを受ける等に至った場合に、一定期間当該貸付債権の回収・弁済を行ってもなお資金運用法人(資金運用法人としての統括法人を含む)及び金融機関に未弁済額が残存するとき。

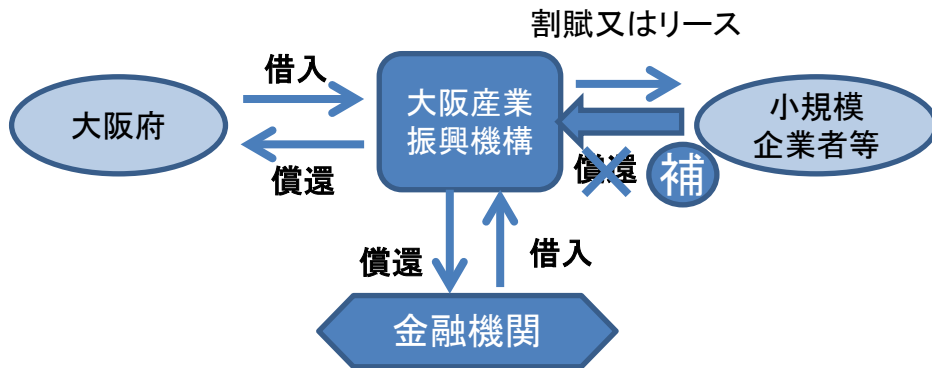
債務を負担する場合に財政運営に与える影響

H27設定額: 146億円
(設定残額: 146億円)

【やむを得ない理由】

損失補償がなければ、グループ法人の資金集約及び銀行からの資金供給が困難となり、事業スキームが維持できないため。

事業スキーム



○スキームの概要

小規模企業者等の創業及び経営革新に必要な設備の導入を促進するため(公財)大阪産業振興機構が下記の事業を行うもの。

設備貸与事業(長期低利で割賦販売又はリース)を行う制度。必要となる資金は、府及び金融機関からの借入によりまかなっている。

○損失補償の内容

小規模企業者等が、(公財)大阪産業振興機構に対して、債務不履行が生じた場合、府が損失補償を行う。

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	小規模企業者等の創業及び経営革新に必要な設備投資を支援するための制度であり、府として事業の必要性が高く、貸与機関である(公財)大阪産業振興機構が事業を円滑に行うには府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	当該事業の進捗状況は、毎月報告を受けており、事故等の発生時に随時報告を受けていることから、事業の円滑な実施に支障を来すことはないと考えられる。
補償する損失の範囲	基準日までに生じた未収債権のうち、被貸与者からの保証金の残額や(公財)大阪産業振興機構の貸倒引当金等の額を差し引いたもの。(限度額:事業費の10%)
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
損失の確定時期	未収債権が基準日においても回収できる見込みがないとき。
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H27設定額 : 2億円 (設定残額 28.4億円)

法人の財務状況

(平成25年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	95,907	負債合計	87,580
流動資産	15,214	流動負債	33,879
固定資産	80,693	固定負債	53,701
		正味財産合計	8,327

◆正味財産増減計算書

(単位:百万円)

当期経常増減額	487
当期経常外増減額	93
当期一般正味財産増減額	579
当期指定正味財産増減額	402

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、貸与機関である産振機構における事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名 大阪府道路公社

事業名

- 大阪府道路公社事業資金借入金
- 大阪府道路公社有料道路整備資金借入金
- 大阪府道路公社有料道路整備事業資金借入金
- 大阪府道路公社有料道路整備事業無利子資金借入金

債務保証

事業スキーム



○スキームの概要

道路公社が行う有料道路事業は、国等から有料道路の建設等に必要な費用を借り入れ、供用後に道路の通行料金を徴収することによって、当該借入金の償還に充てる制度。

○債務保証の内容

国、地方公共団体金融機構、その他金融機関等からの借入については、設立団体である府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を保証する必要性	有料道路の建設・整備を行い、完成した道路から徴収した通行料金を償還に充てる制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関等からの資金調達には府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	各路線ごとの収支やそれを踏まえた経営改善計画などを府に報告するよう求めている。引き続き、借入金の償還状況については、府として確認することとしている。
保証する損失の範囲	道路公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H27設定額 120億円 (設定残額 834億811万9千円)

法人の財務状況

(平成25年度)

◆貸借対照表

(単位：百万円)

資産合計	285,697	負債合計	184,751
流動資産	1,409	流動負債	2,768
固定資産	284,288	固定負債	181,983
		正味資産合計	100,946

◆収支の状況 (単位：百万円)

償還準備金繰入額	5,119
財務活動収支差	▲ 5,228
当期収支差	▲ 109

【やむを得ない理由】

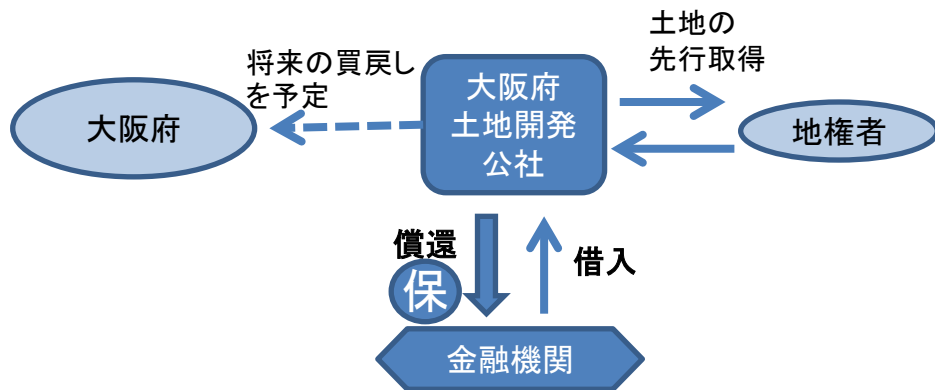
府の債務保証がない場合、金融機関等からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名 大阪府土地開発公社

事業名

○公共用地取得事業資金借入金に対する債務保証

事業スキーム



○スキームの概要

府が地域の秩序ある整備と府民福祉の増進に寄与することを目的に行う公共事業に必要な用地を先行取得するもの。必要な資金は金融機関から借入れる。

○債務保証の内容

金融機関からの借入に対する償還について府が債務保証を行う。

債務保証に係る点検内容

債務を負担する必要性	公共事業に必要な土地を先行取得するための制度であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の債務保証が必要。
債務保証に係る事業の採算性	期限を決めて府が買い戻すこととしているため、府が契約を履行する限り採算性に支障を来すことはない。
保証する損失の範囲	土地開発公社が一部又は全部の債務を履行しない場合に残存する債務
保証限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
他の保証人その他の担保の有無	無
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H27設定額：67億379万6千円 (設定残額 331億1,247万3千円)

法人の財務状況

(平成25年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	23,504	負債合計	22,551
流動資産	23,492	流動負債	3,907
固定資産	12	固定負債	18,644
		資本合計	953

◆損益計算書

(単位:百万円)

当期収入合計	8,121
前年度繰越収支差額	0
当期支出合計	8,121
当期純利益	0

【やむを得ない理由】

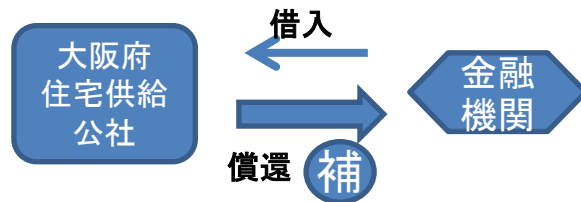
府の債務保証がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。

法人名 大阪府住宅供給公社

事業名

- ①大阪府住宅供給公社事業損失
- ②大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設資金等借入

事業スキーム



○スキームの概要

住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するとともに、秩序ある住宅市街地の開発に資するため、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する事業。

○損失補償の内容

公社の金融機関からの借入の償還に対する損失補償

※出資法人キャッシュ・マネジメント・システムによる事業資金の借入及び貸付に対する損失補償による事業資金の借入分はP.2参照

法人の財務状況

(平成25年度)

◆貸借対照表

(単位:百万円)

資産合計	244,644	負債合計	197,374
流動資産	11,484	流動負債	41,405
固定資産	233,160	固定負債	155,969
		資本合計	47,270

◆損益計算書

営業利益	4,947
経常利益	4,386
当期利益	4,241

損失補償に係る点検内容

債務を負担する必要性	居住環境の良好な集団住宅及びその宅地を供給する事業であり、府として事業の必要性が高く、安定的かつ有利な金融機関からの資金調達には府の損失補償が必要。
損失補償に係る事業の採算性	公社全体の借入金の償還計画が策定されており、府がこの計画性を確認しているため、事業に支障を来すことはないと考え。
補償する損失の範囲	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有資産の処分による弁済を行っても残存する未弁済額
補償限度額の妥当性	府の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る観点から、妥当な範囲としている
損失の確定時期	弁済期限又は住宅供給公社が破産、民事再生等の法的整理手続開始の申し立てを受けた時点から一定期間後に保有資産の処分による弁済を行っても未弁済額が残存する場合
債務を負担する場合に財政運営に与える影響	H27設定額 : 66億5,300万円 (設定残額 672億3,466万円※H26年度末【見込み】)

【やむを得ない理由】

府の損失補償がない場合、金融機関からの円滑な資金供給が行われず、事業スキームに多大な影響が生じる恐れがあるため。